

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の制定について

○ 概要

人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定める。

○ 制定の理由

愛知県は、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する施策を総合的に推進してきたが、今もなお、様々な人権問題が存在している。こうした人権問題に対応し、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めるため。

前 文

- 本県のこれまでの人権施策の取組と、今もなお様々な事由による不当な差別が存在すること、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差拡大等の経済社会の構造の変化によって、人権に関する課題の複雑化・多様化が進んでいることを踏まえ、あらゆる人権課題の解消に向けて、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていく決意を表明する。

第 1 章 総 則

第 1 条 目的	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。
第 2 条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組む。
第 3 条 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努め、県が実施する人権施策に協力するよう努める。
第 4 条 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動を行うに当たり、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努め、県が実施する人権施策に協力するよう努める。

第 2 章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

[第 1 節 基本計画等]

第 5 条 基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画を策定
第 6 条 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する相談に対応するための窓口の設置等体制の整備

[第 2 節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援]

第 7 条 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するために必要な教育、啓発等 インターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援
----------------------------------	---

[第 3 節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進]

第 8 条 啓発等	<ul style="list-style-type: none"> 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性についての理解を深めるために必要な啓発等
第 9 条 公の施設に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> 県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針の策定
第 10 条 公表	<ul style="list-style-type: none"> 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表
第 11 条 審議会からの意見聴取等	<ul style="list-style-type: none"> 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか、また、公表の内容について、審議会に意見聴取
第 12 条 審議会の調査審議の手続	<ul style="list-style-type: none"> 申出者に知っていることなど事実を述べさせることや、表現行為の実施者へ書面により意見を述べる機会を与えるなど、審議会の調査審議の手続
第 13 条 適用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> この節において、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意

[第 4 節 部落差別の解消に向けた取組の推進]

第 14 条 部落差別の解消に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別に関する問題についての正しい理解を深めるために必要な教育、啓発等
-------------------------	--

[第 5 節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等]

第 15 条 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等	<ul style="list-style-type: none"> 性的指向及び性自認の多様性についての理解を深めるために必要な教育、啓発等 県の事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の配慮
---------------------------------	--

第 3 章 愛知県人権施策推進審議会

第 16 条 愛知県人権施策推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策の推進に関する重要事項を調査審議 委員 12 名、学識経験のある者のうちから知事が任命
---------------------	--

附 則

- 2022 年 4 月 1 日から施行。ただし、第 9 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行